

安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設の追加に伴う
保安規定の変更について

1. はじめに

本資料は、2020年7月に許可された再処理事業変更許可申請において、これまで「安全上重要な施設」としていた以下の設備及び機器を「安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設」としたことを踏まえた保安規定の変更について説明する資料である。

- (1) 補助抽出器中性子検出器の計数率高による工程停止回路及び遮断弁
- (2) 抽出塔供給有機溶媒液流量低による工程停止回路及び遮断弁
- (3) 抽出塔供給溶解液流量高による送液停止回路及び遮断弁
- (4) 第1洗浄塔洗浄廃液密度高による工程停止回路及び遮断弁
- (5) プルトニウム濃縮缶に係る注水槽の液位低による警報
- (6) 注水槽

2. 再処理事業指定申請書の記載について

再処理事業変更許可申請においては、1.の設備及び機器について、「安全上重要な施設」として選定しないが、「安全上重要な施設」への波及的影響防止及び旧申請書の設計を維持する観点から、「安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設」と位置付けるとともに、再処理事業指定申請書 添付書類六の第1.7.7-1表 安全上重要な施設（以下「第1.7.7-1表」という。）についても変更した。

3. 安全上重要な施設に係る保安規定 別表への反映について

2.の変更に伴い、事業変更許可の内容を保安規定の別表7の3および別表9への反映を行うにあたり、それぞれ以下に示す変更理由のとおり、「安全上重要な施設」と「安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設」で別表を分割して規定することとした。

別表7の3 安全上重要な施設及びその安全機能（第30条の3関係）

- 表の概要 : 保安規定において、保安上のグレード分けの観点から「安全上重要な施設」を明確にするため、第1.7.7-1表を実機器名に置き換えた表
- 変更（分割）理由 : 「安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設」は「安全上重要な施設」と同様の管理を実施するため、表には残す必要があるが、本表は第1.7.7-1表に準じていること、また、そのため機器等の位置づけ（分類及び安全機能）も記載しており、第1.7.7-1表の変更に伴って、その位置づけも変更されることから、安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設の機器等をこれまでの箇所に記載することはできないため、表を分割して反映した。

別表9 安全上重要なインターロック等（第32条関係）

表の概要 : 安全上重要な施設に該当するインターロック、警報装置の管理（「適用される状態」、「設備に求められる状態」及び当該状態を満足していないと判断した場合の措置）について規定している表

変更（分割）理由 : 「安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設」は「安全上重要な施設」と同様の管理を実施するため、表には残す必要があるが、上記別表7の3に準ずる形式の方が別表7の3との関係性が分かりやすく、設備の位置づけを正しく認識できると考え、表を分割して反映した。
また、安全上重要なインターロック等と安全上重要な施設と同等の信頼性を維持するインターロック等をあわせて「保安上特に管理を必要とするインターロック等」と位置付け、第32条および別表9の表題等を変更した。

4. 上記以外の保安規定変更

「安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設」は、これまで通りの運用を継続するため、保安規定上「安全上重要な施設」と「安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設」を合わせて「安全上重要な施設等」とし、同等の維持管理を実施するため、下表に示す関連する条文を変更している。

なお、「安全上重要な施設等」の用語が「安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設」を含む施設を示すことを明確にするため、第30条の3に定義を追加するよう保安規定の変更申請を補正する。

変更前	変更後
<p>第30条の3（使用済燃料による総合試験の操作における不適合等の管理）</p> <p>3 第1項の処置を担当する課長は、別表7の3に定める安全上重要な施設の安全機能に係る不適合等である場合は、不適合等に対する処置方針（略）について事業部長の承認を得る。</p>	<p>第30条の3（使用済燃料による総合試験の操作における不適合等の管理）</p> <p>3 第1項の処置を担当する課長は、別表7の3に定める安全上重要な施設等^等の安全機能に係る不適合等である場合は、不適合等に対する処置方針（略）について事業部長の承認を得る。</p>
<p>第76条（作業管理）</p> <p>4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業を行う場合は、（略）作業実施計画を作成（略）</p>	<p>第76条（作業管理）</p> <p>4 各職位は、安全上重要な施設等^等の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業を行う場合は、（略）作業実施計画を作成（略）</p>
<p>第83条（放射性固体廃棄物の保管廃棄の方法等）</p> <p>2 別表35の2に定める課長は、（略）当該雑固体を一時的に集積・保管する必要がある場合は、次の各号に定める事項を満足することを確認した上で、同表に定める場所に一時集積場所を設定（略）</p> <p>(1) 安全上重要な施設の機能を損なうおそれがない。</p>	<p>第83条（放射性固体廃棄物の保管廃棄の方法等）</p> <p>2 別表35の2に定める課長は、（略）当該雑固体を一時的に集積・保管する必要がある場合は、次の各号に定める事項を満足することを確認した上で、同表に定める場所に一時集積場所を設定（略）</p> <p>(1) 安全上重要な施設等^等の機能を損なうおそれがない。</p>

以上